

鹿児島市リサイクルプラザペットボトルベール品の売却契約仕様書
(ペットボトル水平リサイクル (ボトル to ボトル) 事業)

1 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

2 売却品目

鹿児島市リサイクルプラザで選別、圧縮、梱包されたベール化したペットボトル

3 寸法及び質量等

(1) 寸法及び質量

1 ベール当たり 600mm×400mm×300mm、約20kg (参考写真1参照)

(2) 性状等

家庭から排出されたペットボトルで、一定量のキャップ及びラベルが付いたもの、シールや塗料が付着したもの、ガラスカレットの入ったものを含む (参考写真2参照)。なお、医療用品、金属製品などの異物は取り除いている。

4 引渡場所

鹿児島市リサイクルプラザ (鹿児島市犬迫町11900番地)

5 引渡見込量

1,323,000kg (年間見込)

【参考】 令和5年度日本容器包装リサイクル協会引渡量 (総量1,282,010kg)

4月	5月	6月	7月	8月	9月
88,650 kg	103,930 kg	114,100 kg	121,190 kg	120,100 kg	118,270 kg
10月	11月	12月	1月	2月	3月
110,690 kg	124,490 kg	108,100 kg	86,760 kg	74,970 kg	110,760 kg

6 引渡方法等

(1) 落札業者は、ペットボトルの車両への積込み、搬出、運搬等にあたっては、本市の指示に従うものとする。

(2) 搬出・運搬に係る費用は、全て落札業者の負担とする。ただし、車両への積込みについては、本市は、その使用する機器により支援することができるものとする。

(3) パレットへの積み付けは、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会が定める積み付けに準じ、本市が行うものとする。

(4) 落札業者は、運搬用及び保管用の同一規格のパレットを、本市が指定する枚数分用意すること。

(5) 落札業者は、本市からの引き取り依頼に基づき、本市が指定した日時にその全量を引き

取るものとする。

(6) 運搬にあたっては、飛散防止措置を講じた車両を使用すること。

(7) 引渡重量は、落札業者が使用する計量器で計測するか、若しくは本市が指定する計量器により、本市が指示する方法で計測すること。

7 搬出頻度

週1～2回程度（土曜日及び日曜日を除く。）搬出を行うものとする。

8 条件

(1) 国内において、ペットボトルに再商品化すること。

(2) ベール品の運搬、再生樹脂生産、ペットボトル成形、製品化に至る一連の工程で、生活環境に悪影響を発生させないこと。

(3) 厚生労働省「食品用器具及び容器包装における再生プラスチック材料の使用に関する指針（ガイドライン）」に基づき安全性の判断基準を満たし、適切な製造品質管理が可能であること。




9 支払方法

本市が発行する納入通知書により、納入期限内に支払うこと。（1か月ごと）

引渡しベール品



一定量のキャップ、ラベルが付いたもの、シールや汚れが付着したもの、ガラスカレットの入ったペットボトルの例

例1	例2
<p data-bbox="188 347 279 376">シール</p> 	<p data-bbox="810 347 917 376">カレット</p> 
例3	例4
<p data-bbox="188 1279 247 1308">汚れ</p> 	<p data-bbox="810 1279 917 1308">キャップ</p> 